

有効期間満了日 平成33年3月31日

熊刑企第867号

平成29年12月4日

取調べ時における危険物及び携帯電話機等の持ち込み制限について（通達）

見出しのことについては「取調べ時における危険物及び携帯電話機等の持ち込み制限について（通達）」（平成26年10月14日付け熊刑企第554号）に基づき運用しているところであるが、引き続き、警察署等に被疑者及び参考人（以下「被疑者等」という。）の出頭を求めて取調べを行う際の、取調べ室への凶器等の危険物、スマートフォン等の携帯電話機及びICレコーダー等の撮影・録音機能を有する機器（以下「携帯電話機等」という。）の持ち込み制限を実施し、取調べ管理の徹底を図ることとしたので遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。

記

1 取調べ室等の環境整備

取調べ室及び付近通路は、定期的に点検・清掃を行い、被疑者等が自傷・他害に用いる可能性のある危険物その他不要物品の発見、除去に努めるなど、環境整備に配慮すること。

2 取調べ室における動静監視及び捜査資料の管理の徹底

取調べの際に、被疑者等が、取調べ室において、室内や取調べ官をスマートフォンで撮影したり、撮影した写真をツイッターに投稿するなどの事案が発生しており、捜査に一定の影響が生じた可能性も考えられる。よって、被疑者等が取調べ室に在室中は、被疑者等を単独にするなどの間隙が生じないように留意するとともに、取調べに当たっては、熊本県警察の犯罪捜査に関する訓令（昭和43年熊本県警察本部訓令甲第22号。以下「訓令」という。）第19条第1項の規定に従って、取調べ官は冷静を保つとともに、言動に注意し、取調べ状況を撮影又は録音されないよう、相手方の動静監視を徹底し、捜査資料を机上に放置することがないよう特段の注意を払うこと。

3 取調べ室への危険物の持ち込み禁止

熊本県庁舎等管理規則第8条2号（昭和42年2月28日付け規則第4号。以下「管理規則」という。）は、庁舎内に正当な理由なく、爆発性物質、劇・毒物、凶器等の危険物を持ち込むことを禁止しているほか、管理規則第8条10号により庁舎等の秩序を乱し、公務の執行を阻害する行為をすることを禁止している。

こうした規則を踏まえ、警察署等に出頭を求め、被疑者等の取調べを行う際は、被

疑者等の自殺・自傷、第三者への危害、取調べ官等の受傷事故を防止するため、状況に応じて所持品検査を実施するなど、取調べ室への凶器及びその代替となる可能性のある危険物等の持ち込み防止に特段の注意を払うこと。

4 取調べ室への携帯電話機等の持ち込みへの対応

本来、取調べ室への携帯電話機等の持ち込みは不要であり、これらの機器を被疑者等が取調べ室に持ち込み、捜査書類、被疑者写真や取調べ状況等を撮影・録音する行為は、被疑者写真を含む個人の写真が流出した場合、事件関係者の名誉を侵害するほか、警察の捜査資料の管理責任を問われることになる。

また、取調べの状況が録音により外部に公表された場合には、事後の捜査に支障を来すとともに、被疑者の供述部分の録音については供述調書に準じて取り扱うべきものと考えられることから、刑事訴訟法第47条（訴訟書類の公判開廷前の非公開）にも抵触するおそれがあるほか、質問及び供述の内容が被疑者その他関係者の名誉にわたっているときは、刑事訴訟法第196条（関係者の名誉保持）及び地方公務員法第34条（秘密を守る義務）にも抵触するおそれがある。

よって、取調べを行うに当たっては、引き続き、被疑者等に捜査資料の撮影、取調べの状況等の録音はできないことを説明することにより、携帯電話機等を所定の保管箱に収納するよう協力を求め、撮影・録音による捜査書類及び取調べ状況等の外部への漏洩の未然防止を図ること。

5 留意事項

(1) 携帯電話機等の保管箱への収納を求める際の留意事項

被疑者等に対する、携帯電話機等の保管箱への収納を求める協力依頼は任意であることから、説明を行う際は、言動に配慮するとともに、外部との連絡は取調べ室以外の場所では行えることを説明し、取調べの任意性に係る無用の紛議を避けること。

なお、被疑者等が協力依頼に応じない場合は、取調べ官の他に補助官を配置して動静監視を徹底すること。

(2) 被疑者等から取調べの録音の申出があった際の留意事項

被疑者等から取調べの録音の申出があった場合は、取調べ官及び捜査主任官等が、上記4の理由から録音できないことを説明するが、これに応じない場合は、取調べを中止すること。

なお、取調べを中止するなどの特異事案が発生した場合は、呼出簿の参考事項欄に記載するとともに、刑事企画課へ報告すること。

(3) 適正な取調べの実施

カメラ、ICレコーダー等の機器の小型化に伴い、被疑者等がこれらの機器を隠

匿して撮影・録音することも想定されるので、携帯電話機等の提出があったとしても、取調べに当たっては、言動には十分配慮し、適正な取調べを実施すること。